

# 許 可 申 請 書

(文書番号)

令和 年 月 日

中部地方整備局長 殿

申請者 住 所 岐阜市忠節町 5 - 1  
ふりがな こくど いちろう  
氏 名 国土 一朗

【押印不要】

別紙のとおり

河川法第 2 4 条 の許可を申請します。  
河川法第 2 7 条第 1 項  
河川法第 5 5 条第 1 項

連絡先 電話番号 00-0000-0000  
担当者 ○○課△△係 □□

[記載要領]

1. 申請年月日

- (1) 申請書を提出する日を記載する。
- (2) 申請者が公共団体又は法人等であって文書番号による整理がなされているときは、文書番号を併記する。

2. 申請者

住所：公共団体又は法人等についても「字〇〇番地」まで記載する。

氏名：(1) 公共団体又は法人等である場合は、その公共団体又は法人の名称及び代表者氏名を記載する。

- (2) 共同申請の場合は、共同申請人の氏名をすべて列記するのが原則であるが、「〇〇〇〇外〇〇名」「代表者〇〇〇〇」と記載してもよい。この場合には、すべての共同申請者の住所及び氏名を記載した書面を添付するとともに委任状も添付する。

3. 連絡先

申請担当者名（申請者と異なる場合のみ）及び電話番号を記載する。

4. その他

- (1) 規則第39条（許可の同時申請）の規定により許可の申請を同時に行うときには、「第〇条」の箇所に根拠条文をすべて記載する。
- (2) 法第95条の規定による国の特例の場合についても様式甲を準用する。この場合「許可申請書」を「協議書」とし、協議文は「別紙のとおり河川法第〇条の許可について同法第95条の規定により協議する。」と記載する。

(土地の占用)

1 河川の名称

一級河川 木曾川水系 ○○川

2 占用の目的及び態様

○○運動場の新設

3 占用の場所

○○県○○郡○○町○番地先

4 占用面積

○○○. ○ m<sup>2</sup>

5 占用の期間

許可の日から令和 年 月 日まで

[記載要領]

1. 河川の名称

水系名、河川名を記載する。

2. 占用の目的及び態様

運動場、公園等と使用する目的を記載し、更にその使用方法の概要を記載する。

○○の△△

↑ ↑ 新設、変更、存置…など

(例) 公園広場の新設、又は○○の変更、存置…など

3. 場所

住所を記載し、堤唐無番地については「字○○番地先」と記載する。

なお、占用が左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載する。

4. 占用面積

(1) 単位については平方メートルとし、小数第2位を四捨五入して小数第1位にとどめる。

(2) 占用区域が2県にまたがる場合は、内訳として○○県○○m<sup>2</sup>、○○県○○m<sup>2</sup>と記載する。

5. 占用の期間

当該占用の目的、態様を考慮して、必要最小限度の期間を記載する。

(担当出張所窓口にて確認すること)

\* 変更許可申請の場合

今回変更しない事項および変更後については黒字で記載し、変更前に関する事項（前許可書内容）については、赤字にて併記する。

[添付図書] (施行規則第12条)

1. 事業計画の概要書(任意様式)

(主な内容)

- ・ 本事業の計画概要及び確実性
- ・ 土地を占有する場合は、占有しなければならない事情
- ・ 本申請により付近の住民及び他の事業に影響を及ぼす恐れがある場合はその内容及び対策
- ・ 本申請箇所において当方より別段の説明があった場合、その内容及びそれに対する考え
- ・ その他申請の際に必要とおもわれる内容

2. 位置図

縮尺は1/2500～1/50000程度とし、申請箇所を○印で表示し「申請箇所」と赤書きする。

3. 実測平面図

- (1) 縮尺は1/250～1/1000程度とする。
- (2) 申請に係る行為によって、当該河川に影響があると判断される区域まで実測したものとする。
- (3) 申請に係る占有区域の平面的な外形、河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。  
\* 河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑
- (4) 横断面図と照合できるように横断面図の測点を記載する。

4. 面積計算書及び丈量図

- (1) 縮尺は原則として実測平面図と同程度とする。
- (2) 面積計算はm<sup>2</sup>を単位とし、小数第2位まで計算する。

5. 他行政庁の許認可書の写し

申請に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みがあることを示す書面を添付する。

6. 横断面図及び縦断面図

- (1) 縮尺は1/100～1/200程度とする。
- (2) 占有区域を明示し、河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示すること。

7. 土地の権原に関する図書

- (1) 地方法務局が保存する土地図面(いわゆる公図)の写しに申請に係る場所を示し着色する。
- (2) 河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。  
\* 河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑

8. 申請に係る現場の現況写真

申請箇所と河川区域(堤防法面等)を入れて撮影したもの  
(できれば河川区域を明示してください)

9. 前回許可書の写し

変更・更新(継続)許可申請の場合に添付する。  
紛失等により添付できない場合は、その旨事業計画の概要書に記載すること。

\* 変更許可申請の場合

添付図書は、変更に関する事項がわかる図書のみを添付すれば足りるが変更の趣旨及び理由を記載した書面ならびにこの許可に係る前許可書の写を申請書に添付しなければならない。

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1 河川の名称

一級河川 木曾川水系 ○○川

2 行為の目的

都市計画公園(○○公園)の新設

3 行為の場所及び行為に係る土地の面積

○○県○○郡○○町○番地先～△番地先 ○○,○○○ m<sup>2</sup>

4 行為の内容

現地盤の切土(最大深○.○m)及び盛土(土量○,○○○m<sup>3</sup>)による不陸整形を行う。

植栽:キリシマツツジ ○○本

5 行為の方法

バックホウによる掘削及びブルドーザーによる整地を行う。

盛土用の山土を10tトラックにて搬入。

植栽箇所をバックホウで掘削し人力で埋め戻す。

6 行為の期間

許可の日から○○日間

[記載要領]

1. 「（土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採）」の箇所には、該当するものを記載する。
  2. 河川の名称  
水系名、河川名を記載する。
  3. 行為の目的  
「植栽のため」等具体的に記載する。
  4. 行為の場所及び行為に係る土地の面積  
住所を記載し、堤唐無番地については「字〇〇番地先」と記載する。  
面積計算書により 1 m<sup>2</sup>未満は切り上げて記載する。  
なお、行為区域が 2 県にまたがる場合は、内訳として〇〇県〇〇m<sup>2</sup>、〇〇県〇〇m<sup>2</sup>と記載する。
  5. 行為の内容
    - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土等行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ及び量を記載する。
    - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載する。
  6. 行為の方法
    - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び台数を記載する。
    - (2) 申請に係る行為に関して土石等の搬出を伴う場合にあつては、搬出又は搬入の方法及びその経路を付記する。
  7. 行為の期間  
特別の事情のない限り行為の期間の変更を申請することのないように工事工程表を的確に作成し、これにより行為の期間を決定して記載する。  
なお、行為の期間には、発注準備・工事請負日数及び許可の完成検査日数等を含む日数を記載する。
- \* 変更許可申請の場合  
今回変更しない事項および変更後については黒字で記載し、変更前に関する事項（前許可書内容）については、赤字にて併記する。

※本条以外の河川法申請も同時に行う場合、添付図書はそれぞれ添付する必要はない。

[添付図書]

1. 事業計画の概要書(任意様式)

(主な内容)

- ・ 本事業の計画概要及び確実性
- ・ 土地を占有する場合は、占有しなければならない事情
- ・ 本申請により付近の住民及び他の事業に影響を及ぼす恐れがある場合はその内容及び対策
- ・ 本申請箇所において当方より別段の説明があった場合、その内容及びそれに対する考え
- ・ その他申請の際に必要とおもわれる内容

2. 位置図

縮尺は1/2500～1/50000程度とし、申請箇所を○印で表示し「申請箇所」と赤書きする。

3. 土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

- (1) 縮尺は1/250～1/2500程度とする。採取掘削位置の上・下流それぞれ500mを含む。
- (2) 掘削箇所を斜線で囲む。
- (3) 堤防護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向、直路等を図示すること。
- (4) 堤防並びに主要工作物（橋梁）から申請位置までの最短部の距離を記載する。
- (5) 河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。  
\*河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線（河川区域と異なる場合）→緑
- (6) 横断面と照合できるよう横断面の測点を記載する。

4. 縦断面図及び横断面図

- (1) 行為に係る計画地盤を記載し、形状変更が行われる部分を明示する。
- (2) 縦断面図は掘削箇所の上・下流それぞれ500mまでとする。
- (3) 横断面図は計画高水位を明示し、かつ河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。
- (4) 計画断面、DLライン、2Hライン、HWLを明示する。
- (5) 横断の位置は堤防に一番近い行為箇所とし堤防ラインに対して直角に切ること。

5. 面積計算書

- (1) 縮尺は原則として実測平面図と同程度とする。
- (2) 面積計算はm<sup>2</sup>を単位とし、小数第2位まで計算する。

6. 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

掘さく等の行為により他の河川の利用者、漁業権者等に影響がある場合には、影響の内容及びその対策についての概要を記載する。

7. 土地の権原に関する図書

- (1) 地方法務局が保存する土地図面（いわゆる公図）の写しに申請に係る場所を示し着色する。
- (2) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地について掘削等を行う場合にあっては、当該掘削等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面を添付する。

（土地登記簿謄本、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、同意書等）

※土地登記簿謄本は3ヶ月以内のもので最新情報が記載されているもの

- (3) 河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。

\*河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線（河川区域と異なる場合）→緑

8. 他行政庁の許認可書の写し

申請に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みがあることを示す書面を添付する。



9. 申請に係る現場の現況写真

申請箇所と河川区域（堤防法面等）を入れて撮影したもの  
（できれば河川区域を明示してください）

10. その他参考となるべき事項を記載した図書

- (1) 土石等の搬入又は搬出を伴う場合にあつては、搬入、搬出の経路を示した図書を添付する。
- (2) 出水時に撤去を要するものがある場合は、撤去計画書を添付する。
- (3) 必要に応じ周辺住民の同意書などを添付する。
- (4) 工程表を添付する。